

○厚生労働省告示第三百九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月二十五日から適用する。

平成二十六年十月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中(8)を削り、(9)を(8)とし、(10)から(15)までを(9)から(14)までとする。